

議案第三十三号

三朝町職員の給与に関する条例等の一部改正について

次のとおり三朝町職員の給与に関する条例等の一部を改正することについて、

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本

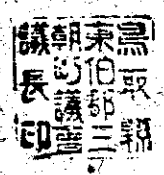
議会の議決を求める。

昭和四十五年二月十二日

三朝町長 坂出 雅巳

昭和四十五年貳月拾貳日原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎



三朝町条例第

号

三朝町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(三朝町職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 三朝町職員の給与に関する条例(昭和三十八年三朝町条例第二十五号)の一部を次のように改正する。

第一条の見出しを「(趣旨)」に改め、同条中「基き」を「基づき」に、「定めることを目的とする」を「定めるものとする」に改める。

第四条第二項中「範囲」を「範囲内」に改め、同条第三項から第六項まで中「町規則」を「規則」に改め、同条第七項中「町規則」を「規則」に、「行う」を「行なう」に改め、同条第八項中「町規則」を「規則」に改め、同条第九項中「行わなければ」を「行なわなければ」に改める。

第五条中「町規則」を「規則」に改める。

第八条第一項中「基き」を「基づき」に改める。

第九条第二項中「左に」を「次に」に改め、同項第一号中「含む。」の下に「以下同じ。」を加え、同項第三号中「及」を「及び」に改め、同条第三項中「千円」を「千七百円」に改め、「六百円」の下に「（職員に配偶者がない場合にあつては、千二百円）」を加える。

第十条第一項中「左の」を「次の」に、「届出」を「届け出」に改め、同項に次の二号を加える。

三 扶養親族たる満十八歳未満の子がある職員が配偶者のない職員となつた場合（前号に該当する場合を除く。）

四 扶養親族たる満十八歳未満の子がある職員が配偶者を有するに至つた場合（第一号に該当する場合を除く。）

第十条第二項中「行方」を「行なり」に改め、同条第三項中「又は扶養手当」を「扶養手当」に、「場合においては」を「場合又は扶養手当を受けている職員について同項第三号若しくは第四号に掲げる事実が生じた場合においては」に改め、「支給額の改定」の下に「（扶養親族たる満十八歳未満の子で同項の規定による届出に係る

ものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至つた場合における当該満十八歳未満の子に係る扶養手当の支給額の改定を除く。及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる満十八歳未満の子で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となつた場合における当該満十八歳未満の子に係る扶養手当の支給額の改定」を加える。

第十一條第二項第一号中「町規則」を「規則」に、「二千四百円」を「二千八百円」に、「千二百円」を「千四百円」に改め、同項第二号中「六百円」を「七百元」に、「七百元」を「九百元」に改め、同項第三号中「町規則」を「規則」に、「二千四百円」を「二千八百円」に、「千二百円」を「千四百円」に改め、同条第三項中「外」を「ほか」に改める。

第十二條中「外」を「ほか」に改める。

第十四條第二項及び第十六條第二項中「町規則」を「規則」に改める。

第十七條第一項中「引続いて行われる」を「引き続き行なわれる」に、「町規則」を「規則」に改める。

第十九条第一項中「町規則」を「規則」に改め、同条第二項中「それぞれの」を「それぞれその」に、「百分の百九十」を「百分の二百」に改め、同条第三項中「町規則」を「規則」に改める。

第二十条第一項中「町規則」を「規則」に改める。

第二十四条第一項中「事由」を「理由」に改め、同条第二項中「事由」を「理由」に、「休職期間」を「休職の期間」に、「それぞれの百分八十」を「それぞれ百分の八十」に改め、同条第三項中「事由」を「理由」に、「休職期間」を「休職の期間」に改め、同条第四項中「事由」を「理由」に、「それぞれの百分の六十」を「それぞれ百分の六十」に改め、同条第六項中「町規則」を「規則」に改める。

別表第三及び別表第四を次のように改める。

別表第三

行政職給料表

職務の 等級 号 給	1 等級 給料月額	2 等級 給料月額	3 等級 給料月額	4 等級 給料月額	5 等級 給料月額
1		円	34,300 円	29,500 円	21,800 円
2	54,200	43,100	36,200	31,000	22,800
3	57,000	45,700	38,100	32,600	23,800
4	59,800	48,300	40,300	34,300	24,900
5	62,600	50,900	42,500	36,100	26,000
6	65,500	53,500	44,800	37,900	27,100
7	68,400	56,100	47,100	39,700	28,300
8	71,300	58,800	49,400	41,500	29,500
9	74,200	61,500	51,700	43,300	30,600
10	77,100	64,200	54,000	45,100	31,700
11	80,000	66,900	56,300	46,900	32,800
12	82,700	69,500	58,600	48,700	33,900
13	85,200	72,100	60,900	50,500	35,000
14	87,700	74,100	62,900	51,600	36,100
15	90,100	75,700	64,900	52,700	37,000
16	92,400	76,900	66,300	53,700	37,800
17	94,400	78,100	67,400	54,700	38,600
18	96,400	79,300	68,500		
19	98,400	80,500	69,600		
20		81,700	70,700		

別表第四
医療職給料表

職務の 等級	1 等 級
号 給	給料月額
1	— 円
2	62,600
3	66,400
4	70,200
5	74,000
6	77,800
7	81,400
8	85,000
9	88,600
10	92,100
11	95,600
12	98,700
13	101,800
14	104,800
15	107,000
16	109,200
17	110,900
18	112,600
19	114,300
20	116,000
21	117,700
22	119,400
23	121,100

(三朝町職員の給与に關する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第二條 三朝町職員の給与に關する条例等の一部を改正する条例(昭和四十三年三朝町条

例第一号)の一部を次のように改正する。

附則第十項の見出し中「昭和四十三年七月一日」を「昭和四十四年六月一日」に改め

同項中「三朝町職員の給与に關する条例等の一部を改正する条例(昭和四十四年三朝町

条例第二号)」を「三朝町職員の給与に關する条例等の一部を改正する条例(昭和四十

五年三朝町条例第 号)」に、「その額に、昭和四十三年七月一日から昭和四十四年

三月三十一日」を「その額に、昭和四十四年六月一日から昭和四十五年三月三十一日」
に、「に五分の一」を「に五分の三」に、「昭和四十四年四月一日から昭和四十五年三
月三十一日までの間においては基準額に五分の三を乗じて得た額に相当する額を、同年
四月一日」を「昭和四十五年四月一日」に改め、「に五分の五を乗じて得た額」を削る。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 第一条の規定による改正後の三朝町職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定（同条例第十条の規定を除く。）及び第二条の規定による改正後の三朝町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の規定は、昭和四十四年六月一日から適用する。

（切替期間における異動者の号給等）

- 3 昭和四十四年六月一日（以下「切替日」という。）からこの条例の施行の日（以下「

施行日」という。)(の前日までの間(以下「切替期間」という。)(において、第一條の規定による改正前の三期町職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)(の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員のうち、町長の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、町長の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

4. 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び町長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、町長の定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。

(旧号給等の基礎)

5. 附則第三項及び前項の規定の適用については、改正前の条例の規定の適用により職員

が属していた職務の等級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、同条例及びこれに基づき規則の規定に従つて定められたものでなければならぬ。

(扶養手当に關する経過措置)

6 次の各号の一に該当する者は、すみやかにその旨を改正後の条例第三条第四項に規定する任命権者に届け出なければならぬ。

一 切替日において、その前日から引き続き、扶養親族たる満十八歳未満の子で改正前の条例第十条第一項の規定による届出がされたもの(切替日前に扶養親族たる要件を具備するに至つた満十八歳未満の子で、切替日以降当該要件を具備するに至つた日から十五日以内に同項の規定による届出がされたものを含む。)があり、かつ配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)のなかつた者

二 切替期間において新たに扶養親族たる満十八歳未満の子で改正前の条例第十条第一項の規定による届出がされたものを有する職員となつた者であつて、その届出に係る事実が生じた日(その届出がこれに係る事実の生じた日から十五日を経過した

後にされたものであるときは、その届出がされた日）に配偶者のなかつたもの（前号に該当する者を除く。）

三 切替期間において配偶者のない職員となつた者（改正前の条例第十条第一項の規定による届出がされた扶養親族たる配偶者があつた職員で、配偶者のない職員となつたものを除く。）であつて、その配偶者のない職員となつた日に扶養親族たる満十八歳未満の子で同項の規定による届出がされたもの（その日前に扶養親族たる要件を具備するに至つた満十八歳未満の子で、その日以降当該要件を具備するに至つた日から十五日以内に同項の規定による届出がされたものを含む。）があつたもの

四 配偶者のなかつた職員のうち、切替期間において扶養親族でない配偶者がある職員となつた者であつて、その配偶者がある職員となつた日に扶養親族たる満十八歳未満の子で改正前の条例第十条第一項の規定による届出がされたもの（その日前に扶養親族たる要件を具備するに至つた満十八歳未満の子で、その日以降当該要件を具備するに至つた日から十五日以内に同項の規定による届出がされたものを含む。）があつたもの

7 前項第一号又は第二号の規定による届出が施行日から三十日を経過した後になされた場合におけるこれらの届出に係る事実に関する改正後の条例第九条第三項の規定の適用については、これらの届出がされた日の属する月の末日（これらの届出がされた日が月の初日であるときは、その日の前日）までの間同項中「六百円（職員に配偶者がない場合にあつては、千二百円）」とあるのは「六百円」とする。

8 切替期間において職員が配偶者のない職員となつた場合又は配偶者を有するに至つた場合において、その配偶者のない職員となり、又は配偶者を有するに至つた日に扶養親族たる満十八歳未満の子で改正前の条例第十条第一項の規定による届出がされたもの（これらの日前に扶養親族たる要件を具備するに至つた満十八歳未満の子で、これらの日以降当該要件を具備するに至つた日から十五日以内に同項の規定による届出がされたものを含む。）を有するときにおける当該満十八歳未満の子に係る扶養手当の支給額の改定は、その配偶者のない職員となり、又は配偶者を有するに至つた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行なう。ただし、職員が配偶者のない職員となつた場合における同項第二号又は附則第六

項第三号の規定による届出が施行日から三十日を経過した後になされたときの改定は、これらの届出がされた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行なりものとする。

（期末手当及び勤勉手当に関する経過措置）

9 切替日において在職する職員に対して昭和四十四年六月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する改正後の条例第十九条及び第二十条の規定の適用については、同条例第十九条第二項中「職員が受けるべき」とあるのは「三朝町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（昭和四十五年三朝町条例第 号）第一条の規定による改正前の三朝町職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により職員が受けるべきであつた」と、同条例第二十条第二項中「受けるべき」とあるのは「改正前の条例の規定により受けるべきであつた」とする。

（給与の内払）

10 改正前の条例の規定に基づいて切替期間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(町規則への委任)

11 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に關し必要な事項は、規則で定める。